

# 大谷學報

第六十二卷 第四号

昭和五十八年二月二十日発行

---

なにをどう描写するか……………	広瀬 英一 (1)
——一九二五年の小説群を読む——	
法然の仏道観……………	神戸 和磨 (13)
——特に「悉有仏性」を中心として——	
私小説作家の倫理……………	喜多川恒男 (26)
法蔵教学における	
大乘諸経論の受容について……………	一色 順心 (35)
——如来蔵経論と妙法蓮華経——	
大谷学会 研究発表要旨……………	(48)
彙 報……………	(63)
バクテリオファージT3のDNA成熟	
……………	
加藤 尚子 (1)	

---

大 谷 大 学

大 谷 学 会

大谷学報 第六十二卷 第三号

キェルケゴールにおける

「魔的なもの」について……………大屋 憲一

現生正定聚の境位……………小野 蓮明

大乘阿毘達磨集論 (Abhidharmasamuccaya)

並びに Abhidharmasamuccaya-bhāṣya

の和訳……………舟橋 尚哉

スタンダール作品

『アルマンズ』の樹木について……………加来 一丸

近世土御門家の

陰陽師支配と配下陰陽師……………木場 明志

大谷学会編

大谷大学研究年報

総目録

仏教研究 (第一卷第一号～第八卷第四号)

大谷学報 (第九卷第一号～第六十卷第四号)

大谷大学研究年報 (第一集～第三十三集)

に掲載された論文、書評、講演要旨などを収録

〈論文目録〉真宗学／仏教学／哲学／社会学／教育学／  
心理学／史学／文学／法学／政治学／図書館学／自然科  
学／保健体育学。

春季公開講演要旨／秋季公開講演・研究発表要旨／書評  
／新刊紹介／追憶・年譜など。巻末に執筆者索引を付す。

(A5版・一二六頁・一九八二年七月刊・八〇〇円)

# THE OTANI GAKUHO

( THE JOURNAL OF  
BUDDHIST STUDIES AND HUMANITIES )

## CONTENTS

### Articles :

What and How to Describe.....*Hidekazu Hirose* ( 1 )  
—A Reading of the American Novels in 1925—

Hōnen's Concept of the Buddhist Way in relation to  
the Theory of Buddha Nature in All Beings.....*Kazumaro Kanbe* ( 13 )

The Ethics of "I" Novelist in Japan .....*Tsuneo Kitagawa* ( 26 )

Fa-tsang and Mahayana Literature :  
The Tathāgatagarbha Sutras  
and the Lotus Sutra .....*Junshin Isshiki* ( 35 )

**Résumés** of the Papers Presented at the Otani  
Society Annual Meeting ..... ( 48 )

DNA Maturation in Bacteriophage T3 .....*Hisako Katō* ( 1 )

### Miscellaneous

---

PUBLISHED FOR THE OTANI SOCIETY  
OTANI UNIVERSITY  
KYOTO, JAPAN

## 大谷学会規程

第一条 大谷大学に大谷学会を置く。

第二条 本会は真宗学・仏教学・哲学・社会学・史学・文学、その他の學術研究と發表をおこなうことを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するため、左の事業をおこなう。

一、季刊「大谷学報」の発行

二、「大谷大学研究年報」の発行

三、研究会及び公開講演会の開催

四、その他必要なる事業

第四条 1、本会は大谷大学大学院・文学部並びに短期大学のすべての教育職員及び学生をもって会員とする。2、前項のほか、本会の趣旨に賛同し、役員会において承認されたものは、会員となることができる。

第五条 本会に左の役員を置く。

- 一、会長
- 二、委員
- 三、監事

第六条 会長には大谷大学学長が当り、会務を統理する。

第七条 1、委員は十名とし、教授会において互選する。

2、委員は企画・編集・出版等の会務を掌理する。

3、委員の任期は二年とする。但し再任をさまたげない。

第八条 1、監事は二名とし、教授会において互選する。任期は二年とする。

2、監事は本会の会計を監査する。

第九条 会員は本会の出版物にその研究を發表し、「大谷学報」並びに「大谷大学研究年報」の配布を受け、本会主催の会合に出席することができる。

第一〇条 会員の会費は年額金四千元とする。但し、学生会員は弐千円とする。

第一一条 1、本会の経費は会費をもつてこれに当てる。

2、本会の必要経費については、助成金を受けることができる。

第二二条 本会の事務は、教務課の所管とする。

第一三条 この規程の改正には、教授会の議を経なければならない。

附則 1、この規程は昭和五十六年四月一日から施行する。

2、昭和三十七年四月一日施行の「大谷学会会則」はこれを廃止する。

### 大谷学会役員

委員長 岩見 至 大屋 憲一

桜部 建 高橋 憲昭

友田 孝興 名畑 崇

広瀬 英一 福島 光哉

箕浦 恵了 山本 唯一

昭和五十八年二月二十日発行

大谷学会

編集兼 発行所 訓 覇 曄 雄

印刷者 西 村 明

京都市北区小山上総町  
大谷大学内

発行所 大谷学会

振替 京部一八三九三番  
電話 〇七五 四三二一三三三三  
郵便番号 六〇〇三